

下関市高等職業訓練促進給付金

給付のご案内



下関市では、母子家庭のお母さん又は父子家庭のお父さんが就労に役立つ資格を取得するため養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の安定を目的として高等職業訓練促進給付金を支給します。
また、修業期間を修了された方に対して、修了支援給付金を支給します。



対象者

下関市在住の母子家庭の母又は父子家庭の父で、次のすべての条件を満たす方

- ①児童扶養手当を受けているか、又はこれと同様の所得水準である方
(所得水準を超えた場合であっても、1年間に限り引き続き対象者となります。)
- ②養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ③就業又は育児と修業との両立が困難であると認められる方
- ④過去に高等職業訓練促進給付金等の支給を受けたことがない方



対象となる資格

看護師(准看護師を含む)・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士
理容師・美容師・歯科衛生士・社会福祉士・調理師・製菓衛生師
シスコシステムズ認定資格、LPI 認定資格 等



支給対象期間

申請された月以降の修業期間が対象(月払、上限4年)

※准看護師課程から正看護師課程へ進学した場合は、5年が上限となります。

(令和8年度より)

※実際の支給は、各修業月の翌月です。詳しくは支給までの流れをご参照下さい。



支給金額

【訓練促進給付金】

- ・住民税非課税世帯 月額 100,000 円
- ・住民税課税世帯 月額 70,500 円
- ※修業期間の最後の1年間は、月額 40,000 円が増額となります。
- ※毎月10日までに前月分の請求書の提出が必要です。
- ※出席状況により、支給できない場合がありますので、ご了承ください。

【修了支援給付金】

- ・住民税非課税世帯 50,000 円
- ・住民税課税世帯 25,000 円
- ※修業期間を修了後に一回限り支給します。
- ※修了日から 30 日以内に申請が必要です。



令和6年度からの制度改正

令和6年4月1日から、6月以上のカリキュラムの修業が予定されている下記の資格について、本制度の対象となるよう制度が拡充されました。

【対象となる資格】

- ① 専門実践教育訓練給付の指定講座を受講するもので、訓練期間が6月以上の資格
 - ② 特定一般教育訓練給付の指定講座を受講するもので、訓練期間が6月以上の資格
 - ③ 一般教育訓練給付の指定講座を受講するもので、訓練期間が6月以上かつ情報関係の資格
- ※厚生労働省の教育訓練給付制度検索システムの「情報関係」の分野の講座を受講する資格が対象となります。詳細については、こども家庭支援課までお尋ねください。

【厚生労働省】教育訓練給付制度検索システムのホームページ

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



支給を希望される方は、必ず事前にご連絡ください。



【問合せ先】〒750-8521 下関市南部町1番1号
下関市役所こども家庭支援課相談支援係 電話：083-231-1358 (直通)

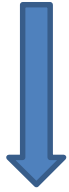
支給までの流れ※年度途中で申請される場合はこの限りではありません。別途ご説明いたします。

必ず事前にご連絡ください。

連絡先は、こども家庭支援課相談支援係（電話：083-231-1358）まで、
窓口が混雑する場合がありますので、まずはお電話ください。

- 生活収支状況、育児や就労の状況等について、詳しく面談をさせていただきます。ご家族のことや生活上の問題についてもお尋ねします。
- 面談は通常1～2時間程度かかります。
- 必要に応じて家計や生活習慣などに関する助言をさせていただくことがあります。

事前面談



4月

申請

面談をされた方は、申請の手続きに入ります。
申請書と添付書類（戸籍謄本・在学証明書等）をご提出ください。
※申請されれば、必ず支給ができるというわけではありません。



4月

審査

給付金支給の必要性について、審査を行います。
●生活収支状況等により給付金の支給が必要かどうか等を審査します。
※審査の結果、給付の必要性がない等の理由により給付金を支給できない場合もあります。



4月

支給決定

支給の可否について、ご本人様宛に通知いたします。
●支給が決定した場合は、請求書等、提出書類のご案内をいたしますので、すみやかにご提出ください。



5月

支給

請求書等をご提出いただき、給付金を支給いたします。
●5月10日までに必要書類をご提出いただいた方は、ご指定の銀行口座に5月25日（休日の場合直近の営業日）に4月分の給付金を振り込みます。
※その後も毎月10日までに前月分の請求書の提出が必要です。



定期的な状況報告が必要です（年間スケジュール）

7月

①課税状況の確認

8月分からの支給額については、最新年度の課税状況により決定します。課税状況が前年度から変更となった方は、支給金額が変更となるため「受給要件変更届」をご提出ください。※課税状況の変更がない方は手続き不要です。

②出席状況の報告

別途お渡しする報告書に、過去3か月分の出席状況について学校で証明されたものをご提出ください。

10月

上記②

③面談による現状の報告

母子・父子自立支援員との面談により、現状の報告が必要です。

④成績状況の報告

過去半年分の「成績証明書」をご提出ください。（各学校等で発行するもの）

翌年3月
又は
翌年4月

上記②・③（過去半年分）・④

※翌年3月で養成機関を修了される方は、修了日から30日以内に「修了支援給付金」を受給するための申請が必要です。